

新旧対照表

医療法施行細則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第8条第1項の規定により、診療所及び助産所の開設の届出を受理すること。</p> <p><u>(5) 法第8条第2項の規定により、オンライン診療受診施設の設置の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(6) 法第8条の2第2項の規定により、病院、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の休止等の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(7) 法第9条第1項及び第2項の規定により、病院、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設の廃止の届出並びに病院、診療所及び助産所の開設者並びにオンライン診療受診施設の設置者の死亡等の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) 法第25条第1項の規定により、必要な報告を命じ、並びに当該職員に病院、診療所、助産所及びオンライン診療受診施設に立ち入り、物件を検査させること。</u></p> <p><u>(10) 法第25条第2項の規定により、物件の提出を命じ、並びに当該職員に病院、診療所及び助産所の開設者並びにオンライン診療受診施設の設置者の事務所等に立ち入り、物件を検査させること。</u></p> <p><u>(11)～(13) (略)</u></p> <p><u>(14) 政令第4条第3項の規定により、法第8条第1項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(15) 政令第4条第4項の規定により、法第8条第2項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(16)・(17) (略)</u></p> <p>(臨床研修修了医師等の開設する診療所、助産所の開設届)</p> <p>第4条 法第8条第1項の規定により、診療所又は助産所の開設の届出をしようとするときは、第6号様式又は第7号様式によるものとする。</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第8条の規定により、診療所及び助産所の開設の届出を受理すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5) 法第8条の2第2項の規定により、病院、診療所及び助産所の休止等の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(6) 法第9条第1項及び第2項の規定により、病院、診療所及び助産所の廃止の届出並びに病院、診療所及び助産所の開設者の死亡等の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 法第25条第1項の規定により、必要な報告を命じ、並びに当該職員に病院、診療所及び助産所に立ち入り、物件を検査させること。</u></p> <p><u>(9) 法第25条第2項の規定により、物件の提出を命じ、並びに当該職員に病院、診療所及び助産所の開設者の事務所等に立ち入り、物件を検査させること。</u></p> <p><u>(10)～(12) (略)</u></p> <p><u>(13) 政令第4条第3項の規定により、法第8条の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(14)・(15) (略)</u></p> <p>(臨床研修修了医師等の開設する診療所、助産所の開設届)</p> <p>第4条 法第8条の規定により、診療所又は助産所の開設の届出をしようとするときは、第6号様式又は第7号様式によるものとする。</p>